

## 認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスの質の評価に関する 業務委託契約書

●●●● (以下「甲」という) と株式会社シーサポート (以下「乙」という。) は、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成18年厚生労働省令第34号第97条第8項) に定める「認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価 (以下「外部評価」という。) について、次のとおり委託契約を締結する。

### (業務委託)

第1条 甲は、自ら運営する ●●●● の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

### (協力義務)

第2条 乙は、実施要領に基づき、サービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

### (書面調査の調査表作成及び提出)

第3条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査表を作成し、乙に提出する。

### (外部評価結果の送付)

第4条 乙は、外部評価結果を作成し、甲に送付する。

### (評価手数料)

第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として、金60,000円を支払う。

### (評価手数料の支払い方法)

第6条 甲は、乙に対し、評価手数料を乙が発行する請求書の期限までに支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を乙が指定する銀行口座に振込送金する。なお、振込手数料については、甲の負担とする。

### (契約の解除等による措置)

第7条 甲は、書面調査表を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

2 甲が、書面調査表を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の

協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により評価手数料の一部を請求する。なお、支払いの時期、支払い方法については、第6条のとおりとする。

#### (不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合の評価手数料についての取扱いは前条第4項を準用する。

#### (秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。

#### (統計分析)

第10条 乙は、指定を受けた都道府県との連携の下、事業所のサービスの質の評価に係る研究及び事業報告等を行うため、甲の提出した資料を用いて統計分析を行うことができる。

#### (別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議を定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和●年●月●日

(委託者) 甲

(受託者) 乙 東京都練馬区東大泉三丁目37番2号  
株式会社シーサポート 代表取締役 白井 豊 印